

概要

「奈良県人権施策に関する基本計画」

2020(令和2)年3月改定

奈良県

第1章 基本的な考え方

1 基本計画策定の趣旨

奈良県では、2004（平成16）年3月に「奈良県人権施策に関する基本計画」を策定し、県民一人ひとりの人権が尊重される自由で平等な社会づくりに向けて、すべての人々が人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけ行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根付く、「豊かな人権文化の創造」を目指すことを基本理念として、様々な人権施策に関する取組を推進してきました。

しかしながら、策定以降、高度情報化や少子高齢化、グローバル社会の進展、格差社会の進行など社会経済情勢の変化を背景に、インターネットやSNSを悪用した誹謗中傷や差別を助長する書き込み等が多く見受けられ、加えて、子どもの貧困問題や障害者等社会的弱者に対する偏見や差別などの人権問題も深刻化しています。さらに、心の性とからだの性が一致しない人や同性愛者など性的マイノリティへの偏見、職場におけるハラスメントなど新たな人権問題も生じてきています。また、2018（平成30）年に県が実施した「人権に関する県民意識調査」からも、依然として偏見や差別意識が存在していることがうかがえます。このようななか、国では、差別解消のための法整備が進められ、県においても、差別解消を推進する条例が施行されました。

こうした社会情勢の変化やこれまでの取組を踏まえ、現在の基本計画を継承・発展させ、新たな人権課題等にも対応した基本計画の策定を行うものです。

2 基本計画の性格

○「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例」及び「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」に基づき、今後の中・長期的な人権施策の基本的な方向を明らかにするものであり、県のさまざまな施策の取組にあたっては、この基本計画に基づき推進します。

○県民をはじめ国、市町村、関係機関、企業、NPO等の民間団体などに対して県の人権施策の基本方向を示し、理解と共通認識を得ることで、豊かな人権文化の創造に向け、それぞれの主体的取組及び協働による取組を促すものです。

3 基本理念

「豊かな人権文化の創造」

人権とは、人間の尊厳と自由と平等に基づいて、豊かな自己実現を図っていくために、すべての人が持っている侵されることのない永久の権利であり、日本国憲法において「基本的人権」として保障されているものです。

また、人権は長い歴史の中で、人間の尊厳の確保と自由・平等を求める多くの人々の不断的努力によって、獲得・確立されてきたものです。

本基本計画においては、一人ひとりの人権が尊重される自由で平等な社会づくりに向けて、すべての人々が人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけ行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根付く、「豊かな人権文化の創造」を目指すことを基本理念とします。

そのため、次の3つの社会づくりを推進します。

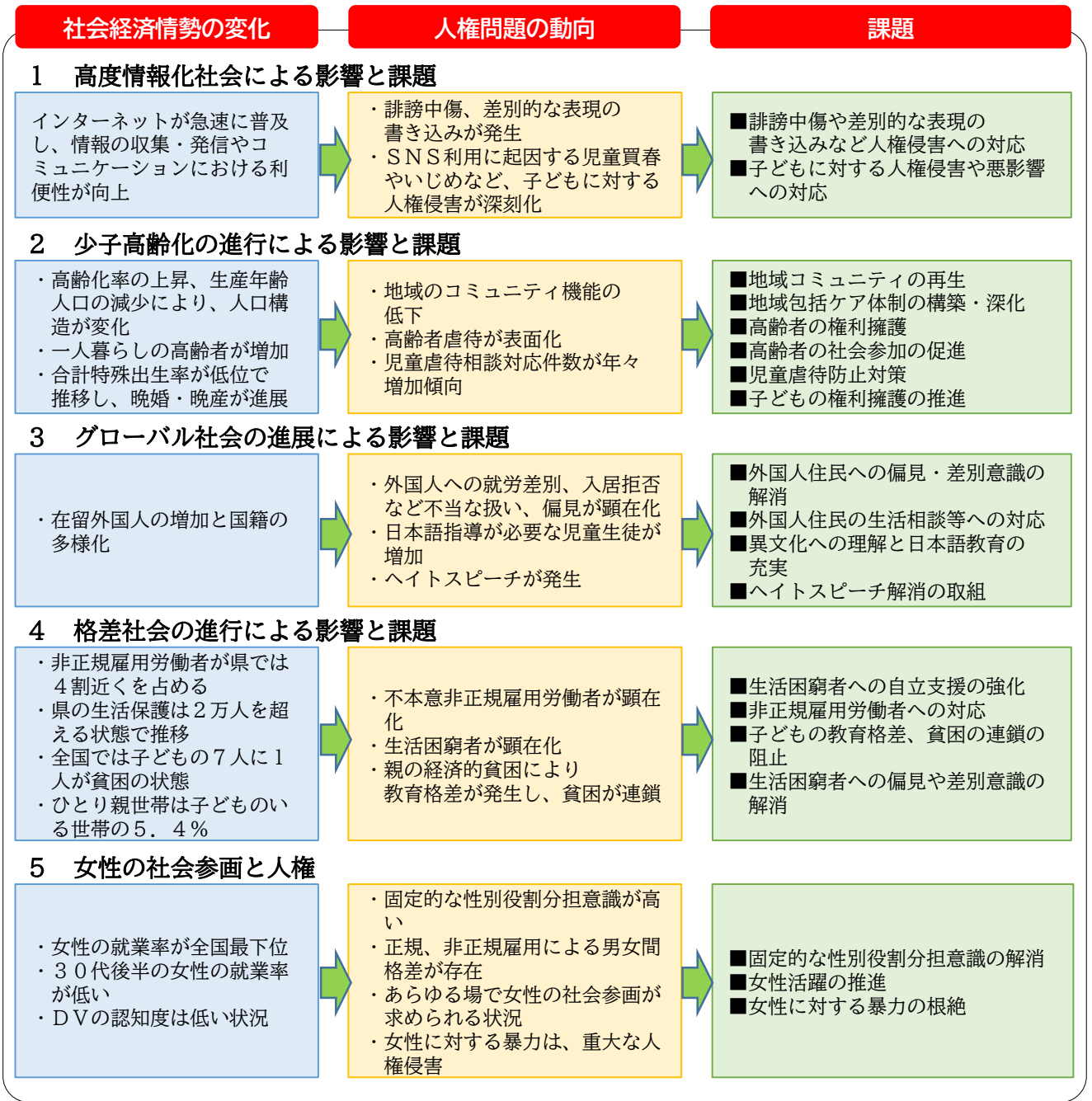
- (1)個性や能力が発揮できる社会づくり
- (2)違いを豊かさとして認め合う多文化共生と包摂の社会づくり
- (3)自己の存在を確かめることができる社会づくり

4 基本計画の期間

2020（令和2）年度から2029（令和11）年度までの10年間とします。計画期間中の社会経済情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 人権問題を取り巻く動向と課題

I 社会経済情勢の変化に伴う人権問題の動向と課題



6 顕在化した人権問題の事象

- (1) ひきこもり状態にある人の人権 (2) 性的マイノリティに関する人権問題 (3) ハラスメントに関する人権問題 (4) 災害時における人権の尊重

社会経済情勢の変化	・ ひきこもりの年数は5年以上が25% ・ 中高年のひきこもりが顕在化	・ 成人の約9%が性的マイノリティと推計 ・ 同性パートナーの権利保障の広がり	様々なハラスメントによる人権侵害が顕在化	・ 大規模災害時の避難所生活が長期に及ぶ事例が発生 ・ 風評被害が発生
	■ 相談機能の充実 ■ 個々の状況に応じた支援施策の展開	■ 性的マイノリティに対する意識の改革 ■ 性的マイノリティへの不当な扱いの防止 ■ 学校現場での相談体制	■ ハラスメントの防止意識の改革 ■ ハラスメントに関する相談体制	■ 要配慮者への支援 ■ 人権に配慮した避難所等の設置・運営 ■ 死者・行方不明者及びその家族の人権への配慮

Ⅱ 人権に関する法律等の整備の動向と本県の対応

法律等の整備状況	本県における対応	課題
1 「部落差別の解消」に関するもの		
<p>「部落差別の解消の推進に関する法律」制定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」制定 ・「人権相談窓口」の設置、「なら人権相談ネットワーク」の活用等による相談体制の整備 ・「エセ同和高額図書お断り110番連絡ネットワーク」の活用 ・「人権教育の推進についての基本方針」に則った教育活動の推進 ・県内の部落差別に関する史料に基づく教材を用いた教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■教育・啓発の推進 ■相談体制の充実 ■隣保館活動の活性化
2 「女性の人権」に関するもの		
<p>「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」制定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「なら女性活躍推進倶楽部」の設立 ・経営者・管理職や女性自身の意識啓発となる取組の推進 ・子育て女性の再就職相談窓口の運営・再就職の促進 ・働きやすい職場環境の整備に向け、企業への補助、融資を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■企業等の環境整備 ■女性の就業継続・再就職への支援
3 「子どもの人権」に関するもの		
<p>「いじめ防止対策推進法」制定 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」制定 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」制定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「奈良県いじめ防止基本方針」策定 ・「経済的困窮及び社会生活上の困難を抱える子どもを支援する奈良県計画」策定 ・インターネット利用制限の促進 ・インターネット教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■いじめ問題等への取組 ■子どもの教育格差、貧困の連鎖の阻止 ■子どもに対する人権侵害や悪影響への対応
4 「高齢者の人権」に関するもの		
<p>「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」制定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村及び地域包括支援センター、介護施設等の職員への研修の実施等、高齢者虐待防止の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者の権利擁護
5 「障害のある人の人権」に関するもの		
<p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」制定 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」制定 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」制定 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」制定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」制定及び同「ガイドライン」作成 ・まほろば「あいサポート運動」の実施 ・障害者虐待防止・権利擁護研修の実施等、障害者虐待防止の推進 ・障害福祉サービスの充実 ・障害のある人の文化芸術活動や余暇活動への参加を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ■障害者に対する理解の促進 ■相談・支援体制の充実 ■障害者虐待防止、権利擁護 ■障害福祉サービスの向上 ■スポーツ・文化芸術活動等の充実
6 「生活困窮にある人の人権」に関するもの		
<p>「生活困窮者自立支援法」制定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所設置自治体に相談支援窓口を設置 ・広域型就労準備支援や学習・生活支援などの自立支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■生活困窮者への自立支援強化

法律等の整備状況	本県における対応	課題
----------	----------	----

7 「性的マイノリティの人権」に関するもの

<p>「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」制定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県民を対象とした講演会や企業等への研修、講座等の実施、学校での教育・研修の実施等、教育・啓発活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■性的マイノリティに対する意識の改革 ■性的マイノリティへの不当な扱いの防止
------------------------------------	--	---

8 「ハンセン病患者等の人権」に関するもの

<p>「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」制定 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」改正 「肝炎対策基本法」制定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・偏見や差別を解消するためのパンフレット等の作成 ・患者等の人権に配慮した相談・支援の実施 ・正しい理解を深めるための教育や研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■教育・啓発の強化
---	---	---

9 「刑を終えて出所した人の人権」に関するもの

<p>「再犯の防止等の推進に関する法律」制定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「奈良県地域生活定着支援センター」の設置 ・資格取得、求職活動の支援 ・県民向けシンポジウムや事業者向けセミナー実施による啓発活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■更生支援 ■出所者やその家族への偏見の解消
----------------------------	---	---

10 「犯罪被害者等の人権」に関するもの

<p>「犯罪被害者等基本法」制定 「犯罪被害者等基本計画」策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「奈良県犯罪被害者等支援条例」制定 ・「奈良県犯罪被害者等支援計画」策定 ・県民の理解を深める講演会の開催等による啓発活動の推進 ・相談窓口の設置や研修会実施による相談支援体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ■広報啓発活動の充実 ■相談・支援の充実
--	---	---

11 「アイヌの人々の人権」に関するもの

<p>「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」衆参両院で採択 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」制定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・正しい理解と認識を深めるための教育や研修の実施による教育・啓発の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■教育・啓発の強化
--	---	---

12 「外国人の人権」に関するもの

<p>「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」が「外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議」で了承 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」制定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県外国人総合相談窓口の設置、多言語での防災ガイドの作成による外国人支援の充実 ・ヘイトスピーチは許さないとの認識を広める啓発活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■外国人住民の生活相談等への対応 ■外国人住民への偏見・差別意識の解消 ■異文化への理解と日本語教育の充実 ■ヘイトスピーチ解消の取組
---	---	--

13 「北朝鮮当局による拉致被害者等の人権」に関するもの

<p>「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」制定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・正しい理解を促進する教育活動の推進 ・北朝鮮人権侵害問題啓発週間を中心とした啓発活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■教育・啓発の推進
--	---	---

第3章 様々な人権問題に共通する施策の推進

人権が尊重され、偏見や差別のない自由で平等な社会を実現するため、様々な人権問題に共通する施策として、一人ひとりが、人権意識を高め、人権問題の本質を正しく理解することにより、差別をなくす意欲と実践力が高められるよう、①人権教育、②人権啓発、③相談支援を施策の基本的な柱として推進します。

1 人権教育の推進

人権教育は、自他の人権の実現と擁護のために必要な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育活動です。

「人権教育の推進についての基本方針」に則り、「人権教育推進プラン」に沿って、人権が日常の暮らしに根付くために、学校、家庭、地域などの様々な場において、あらゆる人を対象に人権教育の取組を進めます。

具体的な取組として、「自らを大切な存在として捉えているか(自己実現の視点)」、「他者を大切な存在として捉えているか(共生の視点)」、「つながりを築き深められているか(人間関係づくりの視点)」を基本的な視点とし、以下の7つの取組を推進します。

- (1)一人ひとりが大切にされる「場」づくりの推進
- (2)教育の機会均等の保障
- (3)「人」「権利」についての学習の推進
- (4)様々な人権問題についての学習の推進
- (5)対話・交流を通じた相互理解の促進
- (6)生涯にわたる学習を通じた包摂の社会づくりの推進
- (7)資料等の充実、学校・家庭・地域の連携の促進

2 人権啓発の推進

(1)県民に対する幅広い啓発

一人ひとりが、さまざまな人権問題に関する正しい知識を習得し、人権を自分自身の問題としてとらえ、その解決に向けて人権尊重の意識が態度や行動として日常生活のなかに現れるよう、様々な場や機会を通じて、幅広く啓発活動を推進します。

- ①効果的な啓発活動
- ②多様な広報媒体等を活用した啓発

(2)企業等への啓発

企業等がその社会的責任を自覚し、公正な採用を行うとともに、企業内において、人権が尊重される職場づくりが進むよう、計画的な研修会を実施するほか、労働局や経済団体等と連携し、就労の機会均等の確保、ハラスメントの防止にかかる取組が充実するよう支援に努めます。

(3)人権に特に関わりが深い職業従事者に対する啓発

公務員、教職員等の人権に特に関わりが深い職業従事者に対しては、人権尊重社会を実現する責務の保持者であるため、それぞれの職務に応じた人権に関する研修をより充実します。

- ①公務員
- ②教職員
- ③警察職員
- ④医療・保健関係者
- ⑤福祉関係者
- ⑥消防職員

3 相談・支援の充実

県民が、人権に関する様々な問題に直面したときに、一人で悩むことのないよう、当事者の立場に立ったきめ細やかな相談活動のできる体制を強化します。また、人権侵害による被害者支援・救済のための一時保護や自立支援等の取組の充実を図るとともに、人権救済に関する実効性のある法制度の早期確立を引き続き国に要望します。

- (1)相談機関の充実
- (2)相談機関相互の連携強化
- (3)保護・自立支援
- (4)人権救済等に関する法制度の確立に向けた働きかけ

第4章 施策の展開

分野別施策の展開

1 部落差別の解消

「部落差別の解消の推進に関する法律」及び「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」の趣旨を踏まえ、県民一人ひとりが部落差別に対する正しい知識と理解を深め、差別意識や偏見を解消することができるよう、教育・啓発や相談体制を充実することなどにより、部落差別の解消を目指します。

<施策の方向性>

- (1) 教育・啓発の推進
- (2) 相談・支援の充実
- (3) 産業・就労の取組
- (4) 推進体制の充実

2 女性の人権

男女がともに、それぞれの能力を活かし、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される男女共同参画社会の実現を目指すとともに、女性に対するあらゆる暴力の根絶に努めます。

<施策の方向性>

- (1) 固定的な性別役割分担意識の払拭
- (2) 女性活躍の推進
- (3) 地域における子育て環境の充実
- (4) 女性に対する暴力の根絶

3 子どもの人権

子どもの人権の尊重及び保護に向けて、学校、家庭、地域が相互に連携を図りながら取り組むとともに、子どもを安心して育てられる環境と、子どもが安全かつ安心して健やかに成長できる環境の整備を進めます。

<施策の方向性>

- (1) 子どもが健やかに育つ環境づくり
- (2) 人権を尊重した教育・啓発の推進
- (3) いじめ問題等への取組
- (4) 児童虐待の根絶
- (5) 子どもの貧困対策

4 高齢者の人権

高齢者が、住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送るとともに、長年培ってきた知識・経験を生かし、地域社会を支える重要な一員として社会活動に積極的に参加するなど、高齢者が尊重され、豊かに生きられる社会づくりに向けた取組を進めます。

<施策の方向性>

- (1) 高齢者活躍の推進
- (2) 地域包括ケアの推進
- (3) 高齢者の権利擁護の充実
- (4) 高齢者虐待の根絶

5 障害のある人の人権

障害のある人が住みたい場所で安心して安定した生活ができるよう、障害のある人に寄り添った生活全般にわたる支援やライフステージを通した切れ目のない支援、社会参加の促進による自己実現のための支援を基本的な考え方として、幅広い分野を密接に連携させながら障害者施策を推進します。

<施策の方向性>

- (1) 障害者への理解・配慮の促進
- (2) 就労機会の確保
- (3) 社会参加の促進
- (4) スポーツ・文化芸術活動の促進
- (5) 教育の充実
- (6) 障害福祉サービスの向上
- (7) 障害者虐待の根絶

6 生活困窮にある人の人権

生活困窮者に対する偏見、差別意識の解消に向けた啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携し、生活困窮者の就労支援等、自立支援に向けた取組を推進します。

<施策の方向性>

- (1) 就労支援
- (2) 相談・支援の充実
- (3) 教育・啓発の推進

7 ひきこもり状態にある人の人権

ひきこもり状態にある人やその家族の生きづらさを受けとめ、個々の状況に応じた、社会とのつながりの回復に向けた支援を、市町村や関係機関と連携して進めます。

<施策の方向性>

- (1) 相談・支援の充実
- (2) 居場所づくりの推進
- (3) 就学・就労支援

8 性的マイノリティの人権

地域社会や職場において、性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別をなくすため、講演会や研修会などの教育・啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携し、相談・支援体制の充実を図ります。

<施策の方向性>

- (1) 教育・啓発の推進
- (2) 相談・支援の充実

9 ハンセン病患者等の人権

ハンセン病やHIV（ヒト免疫ウイルス）等の感染症に対する正しい知識や情報を提供するとともに、偏見や差別を解消するための教育・啓発活動や相談・支援の充実に努めます。

<施策の方向性>

- (1) 教育・啓発の推進
- (2) 相談・支援の充実

10 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人等が社会で孤立することなく、誰もが地域の一員として包摂される社会に向けて、国、市町村、民間団体等と連携・協働しながら支援施策を推進します。

<施策の方向性>

- (1) 更生支援の充実
- (2) 教育・啓発の推進

11 犯罪被害者等の人権

「奈良県犯罪被害者等支援条例」に基づき策定した「奈良県犯罪被害者等支援計画」を踏まえて、国、市町村、関係機関・団体と連携・協力し、犯罪被害者等への支援施策の充実や教育・啓発を推進します。

<施策の方向性>

- (1) 相談・支援の充実
- (2) 教育・啓発の推進

12 アイヌの人々の人権

アイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に対する正しい理解と認識を深め、偏見や差別を解消し、固有の文化や伝統等、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現に向け、教育・啓発活動を推進します。

<施策の方向性>

- (1) 教育・啓発の推進

13 外国人の人権

異文化理解や多文化共生の重要性についての認識を深めるなど県民の国際理解を促進するとともに、多様な文化、習慣等を尊重し、国籍にかかわらず、人として尊重し合い、あらゆる人々の人権が保障される共生社会の実現に向けた取組を進めます。

<施策の方向性>

- (1) 異文化理解の促進
- (2) 教育環境の充実
- (3) 就労支援
- (4) 相談・支援の充実

14 北朝鮮当局による拉致被害者等の人権

北朝鮮当局による拉致問題に関する県民の関心と理解を深めるため、教育・啓発活動を国、市町村、関係機関・団体と連携して推進します。

<施策の方向性>

- (1) 教育・啓発の推進

15 インターネットによる人権侵害

インターネットに起因して誰もが人権を侵害されることがないように、情報収集・発信に関する個人責任や情報モラルについて正しい知識を習得し、理解を深めるための教育・啓発活動を推進していくとともに、関係機関と連携し、差別書き込みの根絶を目指してより効果的な取組の推進に努めます。

<施策の方向性>

- (1) 教育・啓発の推進
- (2) 差別書き込みの根絶
- (3) フィルタリングの利用促進

16 ハラスメントに関する人権

近年、職場などにおける様々なハラスメント（セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、パワーハラスメントなど）が、人権侵害行為として顕在化し、大きな問題となっています。そのため、各種ハラスメントの防止に向けた啓発を進めるとともに、関係機関と連携し、相談体制の充実に取り組みます。

<施策の方向性>

- (1) 教育・啓発の推進
- (2) 相談・支援の充実

17 災害時における人権

高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、外国人、在宅難病患者等の安全かつ確実な避難行動の支援と人権擁護の視点に立った避難所運営を図るとともに、被災地や被災者に対する差別などの人権侵害を防ぐための啓発活動に努めます。

<施策の方向性>

- (1) 要配慮者への支援
- (2) 人権に配慮した避難所等の設置・運営

第5章 計画の推進

1 「奈良県人権施策推進本部」による全庁的な取組の推進

奈良県人権施策推進本部（本部長：知事、平成16年6月設置）において、本基本計画に基づき、毎年度実施計画を策定・公表し、進捗状況を取りまとめて、情報発信します。

これらの取組にあたっては、県附属機関である「奈良県人権施策協議会」に意見を求め、また、奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会など様々な場や機会を活用します。

2 「奈良県人権施策協議会」の機能強化

人権問題が多様化、複雑化し、依然として部落差別や障害者、外国人などに対する偏見や差別が存在し続けている中で、生活困窮にある人、性的マイノリティの人、刑を終えて出所した人等の人権など新たな人権問題が顕在化してきています。

このような現状を踏まえ、新たな人権問題に対しての取組を強化するため、奈良県人権施策協議会に新たに必要となる有識者を加え、同協議会の機能強化を図ります。

また、同協議会において、毎年度、重点課題を設定し、それについて専門的に調査・検討を行うための部会を設置・運営します。

3 国、市町村及び関係機関・団体等との連携・協働

人権施策を計画的、効果・効率的に推進するため、国（奈良地方法務局・奈良労働局）や市町村、奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会などの関係機関や、ボランティア・NPO等の団体とのネットワークを強化しつつ、情報共有を図りながら、人権施策の基本的な柱である①人権教育、②人権啓発、③相談支援等の各事業について連携・協働して取り組めます。

〔推進体制のイメージ〕

